

府立東住吉支援学校
 准校長 東 正浩
 (知的障がい教育部門)

平成 29 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

一人ひとりの生命と個性を尊重し、障がいの状況と心身の発達に応じたきめ細やかな教育を行い、豊かな人間性を育み、社会の一員として「強く」「明るく」「元気に」生きる力を育てる。

- (1) 自己の障がいを正しく理解し、強く、たくましく、社会の中で共に力を合わせ主体的に生きる力を育てる。
- (2) 健康のための知識や習慣を身につけ、元気で、健康な生活を送る丈夫な体をつくる。
- (3) 共生社会の形成に向け、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮するとともに、障がいのある子どもが地域社会の中で活動していける力を育む。

2 中期的目標

- 1 魅力ある授業づくりと障がい特性に応じた指導力の充実・向上をめざす。
 - (1) 「合理的配慮」の観点を踏まえた指導・支援の充実に向け、授業の改善を図るとともに学びやすい教育環境の整備に努める。
 - (2) 支援機器等を活用した具体的指導内容・指導方法の研究を進める。
 - (3) 特色ある教育課程を編成するとともに児童生徒の状況に応じた学習グループの編成に努める。
- 2 障がいのある児童生徒一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けて必要なキャリア教育の充実に努める。
 - (1) 小学部より段階的にキャリア教育に取り組み、学校卒業後の自立と社会参加を見通した、進路指導や職業教育の充実に努める。
 - (2) 高等部への「職業コース制(仮称)」の設置に向け教育課程等の検討を行い将来の職業的自立をめざした教育を推進することにより自立と社会参加を推進する。
- 3 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざし、また障がいのある子どもたちと地域社会の人たちがふれ合い、共に活動する機会を設ける。
 - (1) 校内の知的障がい教育部門・肢体不自由教育部門との部門間での交流を進める。
 - (2) 共生社会の実現をめざし、地域小・中学校等との学校間の連携や居住地の小・中学校との交流を図り、交流及び共同学習を推進する。
 - (3) 一人ひとりの人権を尊重し、児童生徒の「ふれあい、まなびあい、ささえあい」を大切にされた教育を推進する。
- 4 校内組織に位置づけた特別支援教育のセンター的機能を発揮し、保護者・地域から信頼され、期待される学校をつくる。
 - (1) 授業研究及びケース研究を通し、各障がい種に応じた教育の専門性を高める。
 - (2) 地域の小・中学校等への相談支援を充実させるなど、組織的に特別支援教育のセンター的機能の発揮に努める。
 - (3) 一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個別の教育支援計画ならびに個別の指導計画を作成し、適切な指導及び必要な支援を行う。
 - (4) 入学時より卒業後まで、長期的な視点に立った一貫した教育支援を行うため、家庭及び地域や福祉、労働、医療等の関係諸機関との連携を図る。
- 5 児童生徒にとって安全で安心な教育環境が整った学校づくりを進める。
 - (1) 緊急時対応マニュアルに即した救命救急訓練を実施するとともにヒアリハットの報告体制を充実させ、教職員全体で危機管理意識を高める。
 - (2) 児童・生徒の実態に応じた避難訓練や防犯訓練等を実施し、災害時の安全な避難体制を確立する。
 - (3) 災害時に備えて防災計画を充実させるとともに、地域の避難場所としての役割を担う。

【学校教育自己診断の結果と分析・学校協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析	学校協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的 目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標	自己評価
1 魅力ある授業づくりと障がい特性に応じた指導力の充実・向上をめざす。	<p>(1) 「合理的配慮」の観点で踏まえた指導・支援の充実に向け、授業の改善を図るとともに学びやすい教育環境の整備に努める。</p> <p>(2) 支援機器等を活用した具体的指導内容・指導方法の研究を進める。</p>	<p>(1) ア. 合理的配慮の観点で教科・グループ毎に個別の指導計画を立案し、学期ごとに見直しを行い授業の改善を図る。 イ. 児童生徒の本に親しむ機会を増やすため、図書館の活用を図る。</p> <p>(2) ア. タブレット端末の効果的な活用方法の充実を図り、学習効果の向上を図る。 イ. ICT機器の操作や活用する方法を身につける。</p>	<p>(1) ア. 学期に一回以上指導計画の成果や目標の見直しを保護者に伝え合意形成を図る。 イ. 図書館利用の本の貸し出しを児童生徒1人あたり平均年間10冊以上をめざす。</p> <p>(2) ア. タブレット端末の活用事例やICT機器の活用を事例を年間通じてホームページにアップする。 イ. ICT機器に触れる機会を増やし情報の収集、及びコミュニケーションの方法として活用する。</p>	
	<p>(3) 高等部に生徒の希望で選択するコース制を導入するなど、特色ある教育課程を編成するとともに、各学部児童・生徒の状況に応じた学習グループの編成に努める。</p>	<p>(3) ア. 各学部児童生徒の実態に応じた（小学部1年を除く）学習活動班を作り、実態に応じた学習を進める。 イ. 生徒の実態に応じた科目を設定し、生徒が自分の良さを伸ばすことをめざし、従来のコース制授業として学習を進める。</p>	<p>(3) ア. 班別学習での授業アンケートの肯定的意見80%以上をめざす。 イ. コース制の発表会を設定し、自分の学習内容を表現する場を設定し、個々の自信につなげるような活動する。</p>	
2 障がいのある児童生徒一人ひとりの将来の自立と社会参加に向けて必要なキャリア教育の充実を努める。	<p>(1) 小学部より段階的にキャリア教育に取り組むなど、学校卒業後の自立と社会参加を見通した、進路指導や職業教育の充実に努める。</p> <p>(2) 高等部への「職業コース制（仮称）」の設置に向け教育課程等の検討を行い将来の職業的自立をめざした教育を推進することにより自立と社会参加を推進する。</p>	<p>(1) ア. 各部門、各学部の発達段階に応じたキャリア教育を進める。 イ. 自己理解を深めるとともに、進路への関心を高めさせる。 ウ. 自分の生き方や進路について情報を収集し決定できるようにする。</p> <p>(2) ア. 次年度実施を目的に具体的に職業コース制（仮称）を含めた教育課程等に、検討を進める。</p>	<p>(1) ア. 小学部 さまざまな仕事があることを知るとともに、係活動などの体験的な活動をする。 イ. 中学部 生徒一人ひとりの実態に応じた作業学習をする。高等部校内実習の見学を実施する。 ウ. 高等部 個々の適性に応じた体験（校内・校外）実習を1年生より実施する。</p> <p>(2) ア. 次年度開講する職業コース（仮称）の教育内容等具体的に2学期をめどに生徒・保護者に示す。</p>	

<p>3 相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現をめざし障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、互いに理解し、また地域社会の人たちが、ふれ合い、共に活動する機会を設ける。</p>	<p>(1) 校内の知的障がい教育部門・肢体不自由教育部門の部門間での交流を進める。</p> <p>(2) 共生社会の実現をめざし、地域小中学校等との学校間の連携や居住する小中学校との交流を図るなど、交流及び共同学習を推進する。</p> <p>(3) 一人ひとりの人権を尊重し、児童・生徒の「ふれあい、まなびあい、ささえあい」を大切にした教育を推進する。</p>	<p>(1) ア. 部門間交流を各学部で計画的に実施する。</p> <p>(2) ア. 居住地校交流にあたっては児童生徒に必要な合理的配慮の観点で踏まえ実施計画等を立案する。 イ. 生徒会活動等を通じて、児童生徒が地域の人々や地域の学校と交流する機会を設ける。</p> <p>(3) ア. いじめ防止対策推進法に基づいて、いじめ等を未然に防止し、組織的対応が取れるようにする。 イ. 教職員を対象とした人権研修会を実施する。 ウ. 人権が尊重された社会の実現に向けた実践的な態度を身につけるため、各ホームルーム等の時間を利用して人権について考える時間を設定する。</p>	<p>(1) ア. 両部門の児童生徒交流会を年2回以上実施する。</p> <p>(2) ア. 本人・保護者への希望調査を実施し希望のある児童生徒には居住地校交流を100%実施をめざす。 イ. 運動会・文化祭など広く地域に知ってもらうためポスター掲示をする。</p> <p>(3) ア. いじめ対策委員会を学期に1回開催し、児童生徒の実態について共通理解を図る。 イ. 校内人権研修を実施する。地域で行われる新転任人権研修会へ参加し人権意識を高めるとともに報告書の作成をする。 ウ. ホームルーム活動等の時間で各学年・学級1時間以上人権について学習する機会を設け、他人が嫌がる発言ゼロをめざす。</p>	
---	---	---	--	--

<p>4 校内組織に位置づけた特別支援教育のセンター的機能を発揮し、保護者・地域から信頼され、期待される学校をつくる。</p>	<p>(1) 授業研究及びケース研究を通し、各障がい種に応じた教育の専門性を高める。</p> <p>(2) 地域の小・中学校等への相談支援を充実させるなど、組織的に特別支援教育のセンター的機能の発揮に努める。</p> <p>(3) 一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため個別の教育支援計画ならびに個別の指導計画の活用を図る。</p> <p>(4) 入学時より卒業後まで、長期的な視点に立った一貫した教育支援を行うため、家庭及び地域や医療、福祉、労働等の関係諸機関との連携を図る。</p>	<p>(1) ア. 年間研修計画を立案し校内研修への参加を推進する。 イ. 児童生徒の実態把握や指導法について情報収集に努め、それをもとにした研修会を実施する。</p> <p>(2) ア. 特別支援教育のセンター校として、担当首席、支援相談部が中心となり、幼小中高において積極的に相談支援に取り組む。 イ. 「地域支援講座」を開催し、各地域校園の専門性を高める。</p> <p>(3) ア. 家庭や医療、療育等の関係機関と連携を密にし、個別の教育支援計画をもとに個別の指導計画を作成し一人ひとりの課題に応じた指導をすすめ、社会で生活するうえで必要なスキルを身につけられるように支援する。</p> <p>(4) ア. 福祉や労働等の関係諸機関と連携をとり子どもたちが豊かな生活を過ごせるように支援する。相談のあった情報は、できる限り学校と共有する。</p>	<p>(1) ア. 計画的に研修を実施する。(全体部門ごとで最低1回) 研究授業は小学部2回、中学部・高等部については各学年1回は実施する。 イ. 内容については実態把握や指導方法について等部門の実態に応じて行う。</p> <p>(2) ア. 地域の学校からの支援要請には全て対応するようにする。 イ. 長期休業中3回以上の地域支援講座を実施し近隣校の特別支援教育の推進に貢献する。</p> <p>(3) ア. 個別の教育支援計画に基づき指導計画を作成し、年度ごとに保護者の確認を行い、指導の充実を図る。(教育支援計画について保護者の確認のもと合意形成を図り、個別の指導計画に反映する)</p> <p>(4) ア. 事業所説明会を実施し少しで見多くの保護者が相談できるようにする。(保護者参加130名)</p>	
<p>5 児童・生徒にとって安全で安心な教育環境が整った学校づくりを進める。</p>	<p>(1) 緊急時対応マニュアルに即した救命救急訓練を実施するとともにヒアリハットの報告体制を充実させ、教職員全体で危機管理意識を高める。</p> <p>(2) 児童・生徒の実態に応じた避難訓練や防犯訓練等を実施し、災害時の安全な避難体制を確立する。</p> <p>(3) 災害時に備えて防災計画を充実させるとともに、地域の避難場所としての役割を担う。</p>	<p>(1) ア. 救急救命訓練を学部ごとに実施し、緊急時迅速に対応できるようにする。 イ. ヒアリハットの意義を理解する。</p> <p>(2) ア. 消防署の協力のもと、自衛消防訓練、地震津波を想定した避難訓練、また警察署の協力のもと、防犯訓練を実施する。</p> <p>(3) ア. PTAと協力し、より具体的な防災計画を策定し、今後具体的に必要と考えられる備蓄品について調査しまとめしていく。</p>	<p>(1) ア. 学部学年ごとに年1回救急救命訓練を実施する。 イ. ヒアリハットの提出を決められた形式のもと促す。</p> <p>(2) ア. 年間計画を作成し、避難訓練を2回、防犯訓練を1回実施する。</p> <p>(3) ア. PTAと教職員との意見を調整しながら計画を進めていく。備蓄品について考えをまとめていく。</p>	